

令和 7 年度外部評価実施事業及び評価反映状況

外部評価実施年度	令和 7 年度
担 当 課	環境課
事務事業名	不法投棄防止活動事業
事務事業の内容 目的：不法投棄を防止し、自然環境・住環境の保全を図る。 内容：不法投棄監視員を市内 26 地区に配置し、職員及び関係機関と共同でパトロールや啓発活動を実施するものであり、不法投棄監視員への報奨金は、千葉県より助成がある。 また、不法投棄発見時には、その状況などを報告書により、旭市を始め関係機関で共有を図り、速やかな初動体制を構築し対応する。	
R 7 の主な活動や実績 不法投棄監視員による監視回数 600 回 監視カメラ設置台数（現在） 10 台 （令和 8 年度中に 5 台増設し、設置台数は 15 台の予定）	
外部評価意見概要 ・私有地にごみを捨てられ、行為者が特定できない場合は、土地の所有者が処理しなければならないと伺った。そうした点をさらに周知すれば、所有者の注意喚起につながるのではないかと。 ・不法投棄防止活動事業は、旭市のごみ収集体制とも関連している。出し方が難しく捨ててしまう場合もあるため、収集方法と併せて見直さなければ効果は上がりにくい。ごみの廃棄方法を一層周知するとともに、不法投棄防止に資するのであれば、費用を投じてでも収集体制の改善に取り組む必要がある。 ・粗大ごみや家電の捨て方が難しい。旭市では粗大ごみや家電はクリーンセンターに持ち込む必要がある。自力で運搬できない場合は、収集運搬業の許可業者に依頼する方法や、協定を結ぶリサイクル業者が自宅まで訪問し、設置場所から直接回収するサービスがあることを、より周知すべきである。 ・家電 4 品目の処理についても、クリーンセンターへ持ち込めば処理してもらえるようにしたほうがよい。 ・新しい分別方法になってから、ごみ出しがしづらいつと感じる。ごみ出しの煩雑さが不法投棄につながるおそれもある。ごみ袋が高価なわりに出しづらい面があるため、より出しやすい仕組みづくりを望む。 ・不法投棄監視員制度は、不法投棄の抑止効果を十分に発揮していないと思う。監視員への報酬は県から半額補助があるとのことだが、残りは市の負担である。カメラを設置して抑止効果が得られるのであれば、監視員制度よりもカメラ設置に財源を振り向けたほうが効果的ではないか。効果的な施策に予算を重点投入し、効果が上がっていない部分は見直す必要がある。 ・道路に多くのごみが捨てられており、同一人物が定期的に行っている形跡も見受けられる。カメラを有効活用して原因者を特定し、注意喚起をより積極的に行うべきである。	

- ・ 以前、環境課へ電話で相当量のごみの散乱を伝えたところ、「一定の場所に集めておいてください。集めていただければ回収に伺います」との対応であった。集積のみであれば対応可能と思われるため、監視員には月 1 回の報告だけでなく、こうした対応も依頼できるようにしてはどうか。
- ・ 一般の方が写真を撮ってコメントを添え、不法投棄を通報できるアプリのような仕組みがあれば、関心のある人は通りがかりでも車を一時停止し、撮影・通報ができる。導入コストはかかるかもしれないが、こうしたシステムの導入を検討してはどうか。
- ・ 「ゴミゼロ運動」を有効に活用し、啓発・広報活動へつなげるべきである。
- ・ 旭市には 20 リットルのごみ袋があるが、一人暮らしにはそれでも大きい。東京都では 4 リットルなど小型の袋がある。排出マナーの悪いステーションでは、20 リットルでも大きいため、びんも缶も一緒に入れて出す例が見られる。小さい袋があれば分別が進む可能性がある。

外部評価反映状況（検討したこと、変更したこと、今後実施予定のこと など）

- ・ 監視カメラを令和 8 年度中に 5 台増設し、不法投棄の事実が確認された場合は、速やかに警察に通報する。

外部評価実施年度	令和7年度
担 当 課	農水産課
事務事業名	農村公園維持管理費 みなと公園管理費
事務事業の内容 公園を充実させることにより、人の定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくりを実現する。 【農村公園維持管理費】 市内6箇所の農村公園(東足洗農村公園、西足洗農村広場、松沢農村公園、清滝ため池公園、谷町場まる池広場、アメニティ公園)の除草、清掃、設備の修繕といった維持管理業務を行う。 【みなと公園管理費】 いいおかみなと公園の日常的な維持管理業務 ・遊具・トイレ等設備の管理点検、補修業務 ・草刈り、公園清掃業務、ごみ収集業務(委託) 重要または大規模な修繕や改修等については、施設権利者である県と協議 平成25年度より、外西防波堤親水型堤防の日常的な維持管理業務を追加	
R7の主な活動や実績 清掃、草刈り、補修工事などを実施。	
外部評価意見概要 ・各施設の設置目的や管理方法などを、住民へ説明する必要があるのではないか。 ・みなと公園の所有者・管理者は千葉県であり、市民目線では所有者や管理者が経費を負担すべきと考える。みなと公園の管理費は463万8,000円で、農村公園と比べても負担が大きい。みなと公園は旧飯岡町の要望に基づき、協議の中で「管理は地元(当時の町)が行う」との約束で整備されたとのことだが、所有者・管理者が千葉県であるのに、なぜ旭市が多額を負担するのか疑問である。 ・公園の維持管理費はゼロにはできないため、負担主体をどうするかを検討が必要である。君津市ではネーミングライツにより、企業が公園名を命名する代わりに維持費を負担する取り組みがある。いいおかみなと公園は県有であり、ネーミングライツの可否は不明だが、検討の余地はある。農村公園などは区やシルバー人材センターに管理を委ねているが、継続が難しくなる場合は、新たな負担先を見いだす必要がある。 ・いいおかみなと公園は、立地上のポテンシャルが大きい。民間も交えて意見を募る機会を設け、観光資源化の可能性を探るべきである。	
外部評価反映状況(検討したこと、変更したこと、今後実施予定のこと など) ・各施設の設置目的や管理方法の住民説明：農村公園はHPでの公開を調整中 ・農村公園の管理(負担先)：当面は現状維持だが、最適化を検討する ・みなと公園の管理費は、施設維持管理協定書に基づき適正な維持管理と、各種業務委託を継続して実施する。 ・みなと公園の維持管理については、海業の進捗の中で、参画が想定される事業者からの意見を聞きながら、管理者である千葉県と適切な手法について協議・検討を進める。	

外部評価実施年度	令和7年度
担 当 課	都市整備課
事務事業名	空き家等対策推進事業
事務事業の内容 目的：空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている実態を受け、これらの解消と発生抑制・活用につながる施策を実施する。 内容：緊急安全措置工事、撤去補助など。	
R7の主な活動や実績 解体・改修 11件（うち補助金活用2件） 緊急安全措置 10件	
外部評価意見概要 ・ 空き家解体への補助金が50万円まで出ることが周知されれば、空き家対策の促進につながる。市の負担は増えるが、周知を強化すべきである。 ・ 「旭ボウル」から駅方面への通りの建物は老朽化が著しい。学生や通勤者の歩行・自転車通行も多い通りであり、市として重点的に改善を図ってほしい。 ・ 事業評価では「推移が順調」「成果も好調維持」とあるが、説明内容からは必ずしもポジティブに評価できるとはいえない。理由は2点ある。 第一に、特定空家が大きく増加していること。事務事業の推移が順調というのは空き家数が増えていないことを指すのだろうが、特定空家の増加は問題の深刻化を示す。こうした状況で「順調」と評価するのは適切ではない。 第二に、空き家の実態把握が十分でないことである。1,200件の空き家を精査するのは困難だが、対策を促せる空き家と、市が対応を要する空き家の区分を行う必要がある。実態調査をしっかりと行い、その上で対策を講じるべきであり、手間や費用をかけてでも調査しなければ今後の対応が進まない。 ・ 相続した空き家を処分した場合、3,000万円までの譲渡所得控除がある。固定資産税納税通知に、空き家の補助事業や税制の情報を同封していると思うが、処分時の税額試算（シミュレーション）を案内できるとよい。 ・ かつては建物登記が義務ではなかったが、昨年からの相続登記の義務化が始まった。登記されていない物件が、今問題になっていると思われる。今後、相続登記が進めば法務局から情報が得られるはずであり、その段階で相続人へ連絡し、空き家対応を促す体制を整えてはどうか。今後10年は業務が大変だが、この期間に集中的に取り組めば、空き家問題の相当部分が解決に向かうのではないかと。	
外部評価反映状況（検討したこと、変更したこと、今後実施予定のこと など） ・ 相談に対し、補助金や3000万円控除を案内しながら対応した。 ・ 駅前通りの空き家に関して1件相続財産清算人制度を活用した。 行政代執行に関しては費用を回収できる可能性が少ないので、今後は状態を鑑みながら同制度の活用を重点的に行い空き家の減少に努める。	